

平成29年度第3回島田市個人情報保護審議会議事録

1 開催日時

平成30年3月16日（金）午後2時00分から午後5時30分まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、田代委員、今村委員、尾村委員、杉本委員

(2) 事務局

原田経営管理課長、樽林係長、横山主事

3 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

事務局	今回は新規審議案件8件、新規報告案件17件、変更審議案件3件、変更報告案件22件、廃止案件11件です。よろしくお願ひします。
健康づくり課	新規審議（「第3次島田市健康増進計画・食育推進計画アンケート調査」について説明） 【概要】 第3次島田市健康増進計画の策定にあたって、各年代の健康状況・食育状況など、市民の意識、傾向等を調査する必要があるため、住基情報より約3,500人を抽出し、アンケートを実施する。
会長	個人情報の収集の手段について、本人以外からの収集に関して公益上の必要性があるということで、類型の表2の11、本人通知の省略については表3の3に当てはまるということですが、アンケートや資料の送付ということで住民記録から抽出したご家庭へ送付しているということですね。お認めする類型の中でも代表的なものですね。 委託というのは発送業務から集計までを含めていますか。
健康づくり課	発送、集計も委託に含まれています。とりまとめについては市の職員と一緒にいきます。
会長	その他個人情報の取扱いについて意見はありますか。
委員	異議なし。

会 長	それではお認めしたいと思います。
健康づくり課	新規報告（「第3次島田市健康増進計画・食育推進計画検討委員委嘱」について説明） 【概要】 第3次島田市健康増進計画食育推進計画検討委員の委嘱を行うため、所属団体または本人から個人情報収集する。
会 長	本案件につきましては報告案件ということで承りました。
健康づくり課	新規報告（「島田市産後ケア事業」について説明） 【概要】 島田市内に住所を有する全ての産後4か月以下の産婦を対象に委託事業所と連携して産後ケア事業を行い、出産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進することにより、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。
A 委 員	課税・納税状況や公的扶助については何のために収集しますか。
健康づくり課	本人の自己負担額を決定するために必要です。
会 長	産婦さんがお勤めの場合は源泉徴収票の提出を求めますか。
健康づくり課	非課税世帯の場合だけ申請をしていただきます。
会 長	この案件について、ほかに意見はありますか。
委 員	異議なし。
会 長	それでは本件について承りました。
健康づくり課	新規審議（「産婦健康診査事業」について説明） 【概要】 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図り、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、業務委託先(医師会、助産師会等)と連携し産婦健康診査の結果の集計を行う。その結果に基づき、健康指導が必要な産婦に対して訪問等による事後指導を行う。

健康づくり課	県を通して県下の市町が医師会や助産師会やその他の医師と委託を結ぶ形ですが、締結する協定には個人情報の取扱いについて明記がされていません。そこで個人情報の取決めについて明記をしてもらえないかと県に要望をしましたが、全県下にわたることであるため無理であるとの返答でした。この件についての審議会の御意見をお聞きしたい。
会 長	推定になりますが、県を通すということ、また医師が持つ職業倫理というものから個人情報の取扱いについて心配はないと思われませんが、念のために一言協定書に加えるべきなのかということですね。
事 務 局	そもそも医療機関は個人情報保護法に基づいて個人情報を扱うことになっており、個人情報保護については全く施策を講じていないわけではありませんが、島田市個人情報保護条例では個人情報の取扱いについて委託する場合は、委託先が取るべき措置を明らかにしなければならないということになっています。
会 長	案文はありますか。
健康づくり課	島田市だけ協定書に項目を加えるという対策は考えていません。申請される方に対しては個人情報保護法の中で個人情報の取扱を行いますのでご安心下さいといった周知をしてもらうことを考えています。
A 委 員	委託先は複数にあるということによろしいでしょうか。
健康づくり課	静岡県医師会や助産師等全部となりますので相当数になります。
会 長	医師会等について契約書中に個人情報の取扱いが明記していなくても信頼をしてよろしいかどうかということですね。
事 務 局	個人情報の取扱いについては協定や要領に明記がない以上、なんらかの措置をとるべきであるということであれば県に申し述べなければならないと考えています。
会 長	島田市としては条例に基づいて個人情報の取扱いについて慎重に取扱うように件へ要望するということですね。

事務局	要望方法については文案を作るか、県へ懸念を伝え県から医師会等と調整をしていただくかは、担当課含めてまた相談をさせていただきます。
会長	報告の中身としてはよろしいですね。報告は承りました。
健康づくり課	変更報告（「任意予防接種費用助成事業」について説明） 【概要】 任意接種とされている予防接種（風しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチン予防接種）に対する費用助成を行い、疾病の感染及び重症化を防ぐ。 平成29年度をもって「任意高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業」が廃止されるため、個人情報取扱事務の内容から削除する。
会長	報告について承りました。
地域づくり課	新規審議（「協働のまちづくり市民会議」について説明） 【概要】 まちづくりに関する市民の意識啓発を図るため、対話を通じたまちづくりの実践の場として、市民同士がまちづくりについて話し合うワークショップ形式の市民会議を開催する。参加者は、住民基本台帳から無作為抽出した市民のうち、会議への参加を希望する者とする。
A 委員	百人会議は別で続いていきますか。
地域づくり課	百人会議は協働推進課の事業になりますが、平成29年度で一旦終了ということになっています。協働のまちづくりについて市民に実感してもらおう活動ということで今回の事業をやっていきたいと考えています。
会長	候補者が決まって会議を実施する際のコーディネートはどのように行いますか。
地域づくり課	近隣の自治体でまちづくりの市民集会等を行っている相模女子大の教授にアドバイザーをお願いし、会議の進行については市民の中でファシリテーターの研修を受けている方達に司会をしていただくことを考えています。教授には講評やアドバイスをいただきます。

会	長	個人情報 の 取 扱 い に つ い て は 本 人 同 意 の も と 収 集 や 利 用 を す る と い う こ と で よ ろ し い で す か 。 他 に 御 意 見 は あ り ま す か 。
委	員	異 議 な し 。
会	長	で は ご 報 告 承 り ま し た 。
地 域 づ くり 課		<p>変 更 審 議 (「 大 津 財 産 区 の 財 産 管 理 事 務 」 に つ い て 説 明)</p> <p>【 概 要 】</p> <p>財 産 区 の 解 散 を 視 野 に 入 れ た 区 域 住 民 と の 賃 貸 借 契 約 の 合 意 解 約 に 向 け た 事 務 手 続 き を 円 滑 に 進 め る た め 、 対 象 者 の 範 囲 及 び 個 人 情 報 の 記 録 項 目 を 追 加 (生 死 及 び 権 利 関 係 確 認 の た め の 事 項 を 追 加) し 、 収 集 手 段 に 本 人 以 外 か ら の 収 集 を 追 加 す る 。</p>
会	長	死 亡 等 に つ い て は 住 基 台 帳 か ら 調 べ る と い う こ と は 出 来 ま せ ん か 。
地 域 づ くり 課		住 基 台 帳 か ら 死 亡 生 存 等 は 調 べ る こ と は で き ま す 。 調 査 次 第 で は 相 続 人 を 調 べ 上 げ る こ と も 考 え て い ま す 。
会	長	で は 、 ほ か に こ の 案 件 に つ い て い か が で し ょ う か 。
委	員	異 議 な し 。
会	長	で は お 認 め し た い と い い ま す 。
地 域 づ くり 課		<p>新 規 報 告 (「 島 田 市 の 市 章 使 用 に 関 す る 事 務 」 に つ い て 説 明)</p> <p>【 概 要 】</p> <p>島 田 市 の 市 章 の 使 用 に 関 す る 要 領 (平 成 28 年 11 月 1 日 施 行) に 基 づ き 、 個 人 、 法 人 及 び そ の 他 の 団 体 か ら の 申 請 に 基 き 市 章 を 使 用 に つ い て 承 認 ま た は 不 承 認 を 行 う 。</p>
会	長	申 請 の 実 績 は あ り ま す か 。
地 域 づ くり 課		選 挙 の 際 に 報 道 機 関 が 島 田 市 の 市 章 を 使 用 す る と い っ た こ と や 、 南 相 馬 市 の マ ラ ソ ン 大 会 で 友 好 の あ る 島 田 市 の 市 章 を 使 いた い と い っ た こ と が あ り ま し た 。
事 務 局		補 足 し ま す 。 個 人 か ら の 使 用 申 請 は 今 の と こ ろ あ り ま せ ん で し

		<p>たが、今後個人からの申請があった場合を想定し届け出をさせていただきます。</p>
会	長	<p>では、ほかに御意見はありますでしょうか。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
会	長	<p>では報告を承りました。</p>
財	政	<p>課 新規審議（「公用車ドライブレコーダーの運用」について説明） 【概要】 公用車にドライブレコーダーを設置し、事故発生時周辺の映像を録画し当事者間の事故処理、手続きの簡略化を目的として利用する。</p>
事	務	<p>局 本件については財政課の管理する公用車だけではなく、全庁にわたり管理する公用車へのドライブレコーダーの設置を含み、届出するものです。</p>
会	長	<p>本件については、外部提供をいつも行うわけではなく、必要があれば類型3、4、5に基づき行うということで認められるということですね。</p>
A	委	<p>員 外部提供の法令根拠に記載されている刑事訴訟法については警察だけの話ですか。それ以外は公益上の必要ということで類型を根拠に外部提供するというのでしょうか。</p>
財	政	<p>課 刑事訴訟法に基づいた捜査については、捜査をする側の根拠であります。個人情報を提供する側についても提供することについて影響や必要性について十分な吟味が必要であり、その点については類型に基づいた公益上の必要性というものも考慮しなくてはならないと考えています。</p>
B	委	<p>員 ドライブレコーダーについては色々な種類が出ていますが、各課や車両によってはレコーダーが変わる可能性があります。どのように考えていますか。</p>
財	政	<p>課 財政課で管理する公用車へのドライブレコーダーは統一した機種を設置していますが、公用バスについては車内も録画可能な機種を設置しています。他部署によっては特種車両もありますので</p>

用途によっては様々な機種が考えられますが、他課の設置状況については把握していません。

B 委 員 ドライブレコーダーの画像について、近年はインターネットの動画サイトで公開されていることがあります。一度流出してしまうと歯止めがききません。公用車のドライブレコーダーに関しては特に慎重に保管をして下さい。

財 政 課 個人情報の取扱いについては紙媒体だけではなく電子媒体での保管もありますので、情報セキュリティポリシーに基づいた適切な管理を行っています。

会 長 具体的には映像の記録されているメモリーカードを誰でも簡単に取り外してデータをコピーするといったことができないようにしているということでしょうか。

財 政 課 はい。事故があった際の映像については事故前後数分間をメモリーカードへ記録されるようになっていきます。その映像を他の電子媒体へ移し変え鍵のかかるキャビネットに保管をしています。

会 長 では、ほかに御意見はよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 ではお認めしたいと思います。

財 政 課 新規審議（「島田市役所周辺整備基本構想検討委員会の運営」について説明）

【概要】

市役所周辺における文化創造の拠点施設機能、本庁舎機能及び中央公民館機能の整備のあり方に関する基本的な考え方（構想）を整理するに当たり、検討委員会を設置する。検討委員会委員を選任するに当たり、委員候補者への打診、各種団体との折衝、公募より得た個人情報を文書、システム内で保管し、取り扱うこととする。

新規審議（「島田市役所周辺整備に係るワークショップの運営」について説明）

【概要】

市民相互間の対話を通して新たな発想を得ることを目的として

市役所周辺整備に係るワークショップを実施する。ワークショップ参加者を招集するに当たり、学校や各団体との折衝、公募により得た個人情報文書をシステム内で保管し、取り扱うこととする。

新規審議（「島田市役所周辺整備に関する市民アンケート調査票送付事務」について説明）

【概要】

市役所周辺における施設整備のあり方に関する基本的な考え方（構想）を整理するに当たり、様々な立場から意見を聴くことを通して、参考資料とするため、当該事務を実施する。アンケート調査票の発送に当たり、発送先宛名リストとして使用する。データはパソコンの表計算ソフトで管理し、調査期間終了時に削除する。

会 長 アンケートに個人情報について住民基本台帳から収集しているという文言を入れるということでしたが、課によって入れるところと入れないところがあるようですが、どのように考えていますか。

事 務 局 担当課に判断を任せているが、地域づくり課と財政課についてはアンケートに文言を入れることで本人以外からの収集についてお知らせをしている。本人への通知を省略できるという類型についてはあくまで行政側の理屈であって、お知らせをすることが望ましいと考えています。

A 委 員 個人情報の本人以外からの収集については、委員については各種団体、アンケートについては住民基本台帳、ワークショップについては各種団体からということによろしいですか。

財 政 課 ワークショップについては出来る限り多くの市民の方に自発的に参加していただきたいのですが、多様な意見をいただくということから様々な立場に立つ団体へ参加者を選ばせていただきたいということもあり、その点について本人以外からの収集になります。

会 長 ではこの3件についていかがでしょうか。審議会としてお認めするということによろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長	ではお認めしたいと思います。
長 寿 介 護 課	変更審議（「介護給付費通知送付事業」について説明） 【概要】 介護サービス提供事業者からの保険請求内容を記載した通知を利用者又は家族に送付し、意識啓発を図るとともに、事業者の架空請求の発見など介護費用の適正化を図る。通知送付に際してDV申請等の届出に基づき対象者を抜き取る必要があるため、市民課より閲覧制限情報の収集を行う。また通知の作成については平成28年度より国保連合会に委託している。
会 長	事務の変更についてはいつでしょうか。
長 寿 介 護 課	閲覧制限情報の収集は通知の送付の始まった平成24年度当初より行っていましたが、変更の届けが遅れてしまいました。申し訳ありません。
A 委 員	閲覧制限情報と通知のチェック作業についても当初から行っていたが、届出がもれていたということでよろしいでしょうか。
長 寿 介 護 課	はい。平成24年度当初より閲覧制限情報とのチェックは行っていましたが、こちらの認識が甘く、届出簿に係る情報についての収集項目へのチェックがもれていましたのでこの度の届出において変更させていただきました。
事 務 局	非常にセンシティブな情報についての項目が届出からもれており、結果として事後の届出になってしまいました。全庁、制度所管課としても個人情報の取扱いについては改めて適切な扱いを徹底して行きたいと思います。
会 長	内容について他に御意見は無いでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	それではお認めしたいと思います。
長 寿 介 護 課	新規報告（「居宅介護支援事業者の指定事務」について説明） 【概要】 平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定事務が県指定から市町の指定に権限移譲される。市は、島田市指定居宅介護

		支援事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に従って、居宅介護支援サービスを適正に運営できる事業所を指定するにあたり、事業所から指定申請書等の提出を求めている。その後、介護保険法に基づき、静岡県へ事業所の情報を進達する。
会	長	事務委譲があつて、その準備として島田市指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を定めたばかりということですか。
長	寿 介 護 課	2月議会に上程されたところです。
会	長	県に報告する事業所の情報というものはどのようなものですか。事業運営についての市としての考えというものも報告するのでしょうか。
長	寿 介 護 課	事業所の所在地や役員の住所や生年月日等です。事業運営についての市としての考えというものは報告しません。
会	長	ほかに御意見はありますか。
委	員	異議なし。
会	長	では報告について承りました。
包括ケア推進課		新規報告（「しまトレ補助金交付事務」について説明） 【概要】 しまトレを実施することにより、高齢者の介護予防を図ることを目的とする。しまトレを実施する団体等へ補助金を交付するため、係る個人情報収集利用する。
会	長	補助金を交付するわけですから口座情報等は収集項目には入りませんか。
事	務 局	補助金対象者から口座情報を収集することはありますが、こちらの収集については会計課で処理を行う債権者登録事務に利用します。担当課としては債権者登録の書類を受け取り会計課へ引き渡すもので、担当課として保管するものではないため収集項目に加えられていないということです。なお、会計課の債権者登録の事務については届出済みです。

会 長	ほかに御意見はありますでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	では報告について承りました。
包括ケア推進課	新規報告（「地域リハビリテーション活動支援事業事務」について説明） 【概要】 リハビリテーション専門職である理学療法士が各介護予防事業に関与することで、要支援者及び事業対象者の自立支援とQOLの向上を目指す。通所型サービスが必要な要支援者及び事業対象者より個人情報の収集を行う。
A 委 員	本人から収集することが基本ですが、本人がコミュニケーション出来ない状況にあった場合に同席者が情報提供するということですか。
包括ケア推進課	本人がお話できても家族は同席すると思いますので、その際に家族から収集することもありえます。
会 長	理学療法士が同席して話を聞くということは国からの指導があつて行うものですか。
包括ケア推進課	そういったものもありますが、今までも島田市として理学療法士の活用方法として研修会や職員への助言等はしていましたが、初期アセスメントについていって理学療法士の御意見をいただくという事業はしていませんでした。事対象者が増加している中、専門職の目をとおり効果的なケアマネジメントを目指すことを考えています。
会 長	ではこれについて御意見はありますか。
委 員	異議なし。
会 長	報告ついて承りました。
包括ケア推進課	新規報告（「元気・脳力アップ塾事務」について説明）

	【概要】 介護保険被保険者が要介護状態となることを予防するために、介護保険法第115条の45（地域支援事業）に基づき、『元気・脳力アップ塾』を実施する。元気・脳力アップ塾受講申込者を対象に個人情報の収集を行う。同種の事業が複数あったため、見直した結果、事業の統廃合をすることになった。
A 委員	受講者はいつ頃募集しますか。
包括ケア推進課	事業の実施については年3回を予定しています。開催都度に募集しますので、これから募集をします。地域についても市の中心だけではなく、地区で行うことで色々な場所に活動拠点を設けたいと考えています。
会長	内容についてはよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	報告を承りました。
包括ケア推進課	変更報告（「認知症予防普及啓発事業」について説明） 【概要】 脳力アップ塾を実施していたが、同種の事業が複数あったため、見直した結果、脳力アップ塾を廃止し、元気・脳力アップ塾事務へ統合することになった。
会長	先ほどの「元気・脳力アップ塾事務」の関係で事務内容の変更を行ったということによろしいですか。
包括ケア推進課	はい。事業の見直しの結果、脳力アップ塾をこちらの事業から外させていただきました。
会長	事業の統廃合の結果、事業内容の変更ということですね。本件について、ほかに御意見はあるでしょうか。
委員	異議無し。
会長	本件について承りました。
包括ケア推進課	変更報告（「介護予防ケアマネジメント事業」について説明） 変更報告（「介護保険給付実績管理（審査支払）事務」について

説明)

変更報告(「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定事務」について説明)

【概要】

以上3事業については所管していた長寿介護課地域支援係が組織再編により平成30年4月1日から包括ケア推進課へ移管されることに伴い変更の届出をする。また、長寿介護課内でも事務上の手続きで利用するため、連名で変更するもの。

会長 以上については組織の再編に伴った事務の変更ということでしょうか。

事務局 組織再編に伴う事務分掌の変更による変更になります。

会長 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定事務について、業者から提出してもらった書類として、業務管理体制に関する届出書、指定内容変更届出書を追加していますが、これも個人情報としてとるのででしょうか。

包括ケア推進課 業務の管理体制について変更があった場合に届けていただくのですが、その場合役員の情報を記載していただきますので個人情報として扱っています。この書類については従来から提出頂いていたものですが、届出簿からもれていたため、今回変更の際に追加記載をしました。

会長 わかりました。ほかに御意見はありますでしょうか。

委員 異議無し。

会長 報告を承りました。

事務局 続いて長寿介護課に関連する廃止案件についてまとめて説明をします。
廃止(「寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業事務」について説明)

【概要】

事業の利用者自体が少なく、民間において当事業と同等サービスの提供が受けられるため。

		<p>廃止（「ニューエルダー元気塾」について説明）</p> <p>廃止（「介護予防サポーター養成講座」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>他事業と統合し、新たな事業として実施するため。</p> <p>廃止（「徘徊高齢者等事前登録情報配信事業」について説明）</p> <p>廃止（「オレンジセーフティネット事業」について説明）</p> <p>廃止（「徘徊高齢者等家族支援助成金交付事業」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>徘徊高齢者対策として、徘徊認知症高齢者検索用メール配信システム等、他の効果的な事業への移行を検討しているため。また、他機関との協力が得られず、事業がすすんでいないため。</p>
会	長	<p>廃止案件の報告について承りました。</p>
環	境	<p>課</p> <p>新規報告（「田代環境プラザ施設見学」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>施設見学を希望する個人または団体（団体においては代表者のみ）から、田代環境プラザ視察依頼書を提出してもらう。</p>
会	長	<p>申請ということですね。報告承りました。</p>
環	境	<p>課</p> <p>新規報告（「島田市田代環境プラザ連絡協議会」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>田代環境プラザが位置する伊太区自治会と、田代環境プラザの運営に関する事項について、連絡・協議する会を運営するにあたり、開催通知や会議資料の送付を行うため、委員の氏名等を管理する。</p>
会	長	<p>この案件について御意見はありますか。</p>
委	員	<p>異議無し。</p>
会	長	<p>報告承りました。</p>
環	境	<p>課</p> <p>変更報告（「一般廃棄物排出届（燃えるごみ・埋め立てごみ）」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>一般廃棄物最終処分場については平成29年3月31日をもって使用終了したため、がれき類等の埋め立てごみについては田代環</p>

		境プラザに搬入し、処理については外部に委託することになった。
会	長	ダンスやソファ等粗大ごみはどのような扱いをしますか。
環	境	粗大ごみも燃えるごみとして扱います。
会	長	ほかに御意見はありますか。
委	員	異議無し。
会	長	本件について報告を承りました。
事	務	局
		<p>続いて環境課に関連する廃止案件についてまとめて説明をします。</p> <p>廃止（「一般廃棄物（ガレキ）排出届出書」について説明）</p> <p>廃止（「最終処分場減免申請」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>一般廃棄物最終処分場の使用終了に伴い、がれき類の搬入場所を田代環境プラザとし、一般廃棄物排出届、一般廃棄物処理手数料減免申請書を燃えるごみと共通様式にしたため。</p> <p>廃止（「島田市・川根本町循環型ごみ処理推進懇話会」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>平成22年度末にて懇話会を解散したため。</p>
会	長	廃止案件について承りました。
国	保	年
金	課	<p>変更審議（「被保険者資格の得喪事務」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>平成30年度からの国民健康保険の都道府県広域化に伴い、新たに当システム上で使用するための符号（被保険者ID）をシステム上から収集する。また、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、住所地特例の被保険者が後期高齢者医療制度に加入する場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぐこととなった。そのため該当する被保険者情報について、後期高齢者医療制度担当者へ情報提供する。</p>
会	長	本件については法令に基づいて個人情報の収集を本人以外からできていた部分と、新たに審議会として承認をしないと収集でき

ない部分ができたとということでしょうか。

国保年金課 今回の変更にかかる追加は公益上の必要性に基づいて被保険者IDの取得に関して本人以外から収集するという部分です。

会長 マイナンバーとIDは切り離されているのですか。

国保年金課 マイナンバーを直接用いずに連携させるためにIDを付番するという趣旨ですので、システムの中ではマイナンバーと結びついていますが、外部に出すときにマイナンバーではなくIDになります。

会長 国民健康保険事務の広域化という公共の事業をするにあたり、マイナンバーに替わるIDの付番をするということでマイナンバーが表に出ないようにするという公益上の必要性があるということですね。

マイナンバーを取得するということは法令上認められているということですか。

国保年金課 はい。

会長 本人通知の省略については類型の1を選んでいますが、どのように考えていますか。

国保年金課 本人通知の省略に係る類型の1は「事務の性質から本人に通知をすることで当該事務の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合」ですが、広域化に伴って県下全ての被保険者へ通知をするということになりますし、今回の付番とシステムからのIDの収集はバックグラウンドで行われるものですので通知を省略することが妥当であると判断しました。

会長 今回のIDは内部的に使う住基番号のようなものですか。

国保年金課 広域化するにあたって付番されていますので静岡県下で使われるものであり、住基は国が全国規模のもので、規模の違いはあります。

会長 目的外利用についての相手方はどちらになりますか。

国保年金課 同じ国保年金課の後期高齢者担当になります。国民健康保険の

		業務において収集・使用していた個人情報の後期高齢者の業務において使用するため、目的外利用として届出をしました。	
会	長	届出に目的外利用の相手先を明記した方がわかりやすいと思います。	
事	務	局長	今後は外部提供の場合だけでなく、目的外利用においても利用先を明記するようにさせていただきます。
会	長	では担当課の届出のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。	
委	員	異議無し。	
会	長	本件についてお認めします。	
国	保	年金課	変更報告(「後期高齢者医療制度」について説明) 【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、後期高齢者医療保険において、加入前の医療保険における住所地特例の適用を引き継ぐこととなった。そのため該当する被保険者情報について、国民健康保険の担当者から情報の提供を受けることになる。また、セルフメディケーション税制が創設されたことにより、証明書の申請のための個人情報の収集を行う。
会	長	法改正に伴う変更ということで、ほかに御意見がなければ承りたいと思います。	
委	員	異議無し。	
会	長	では報告を承りました。	
国	保	年金課	変更報告(「1号被保険者資格得喪、住所・氏名変更、1号被保険者へ任意加入、脱退届、付加保険料申請書事務」について説明) 変更報告(「国民年金第1号被保険者年金請求・障害年金請求書事務」について説明) 変更報告(「国民年金第1号被保険者保険料申請免除・法定免除事務」について説明) 変更報告(「老齢福祉年金受給者申請書受理報告事務」について説明)

変更報告(「未支給年金等請求書事務」について説明)

変更報告(「国民年金第1号被保険者年金手帳再交付申請書事務」について説明)

【概要】

国民年金加入者及び年金受給者からの受付、その後の日本年金機構への報告の際、従来基礎年金番号で報告を行っていたところを、3月5日以降、原則個人番号での報告が義務付けられた。基本的には本人からマイナンバーを取得するが、年金機構から送られてくる処理結果一覧表からマイナンバーを取得する場合があるため、その分については本人以外から取得をすることになる。

事務局 補足します。マイナンバーを年金機構から収集するという点については、番号法第9条に基づいた年金機構と市の情報の共有であるとの見解が国から示されています。

会長 共有という解釈ということですが、マイナンバーは市が既に保有しているものではありませんか。

事務局 マイナンバーは番号法に規定された場面でのみ収集・利用が認められています。システム上保有しているといっても、当然のように収集利用できるわけではなく、本人から直接収集していないマイナンバーについては年金機構から提供を受け利用することになります。

会長 国保年金課の6件について御意見はありますか。

委員 異議無し。

会長 それでは承りました。

選挙管理委員会 変更報告(「県関係選挙事務」について説明)

【概要】

公職選挙法施行令が平成29年6月1日に改正・施行され、今まで、選挙執行日から4カ月前までに転出手続きを行った選挙人について、引き続き静岡県の区域内に住所を有することを確認するためには、市町村長によって確認したことを証明する書類(いわゆる「引き続き証明書」)を投票の際に提出する必要があったが、改正によって、引き続き証明書がなくても、選挙管理委員会が住民基本台帳ネットワークシステムで確認できれば投票を可能

としたため、選挙人の個人情報を収集する。

会 長 パソコン端末を使って選挙会場で事務をするということですか。

選挙管理委員会 市民課に設置された端末を使って住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスし確認作業をします。

会 長 これから引続証明書自体なくなるのではありませんか。

選挙管理委員会 いずれなくなるとは思いますが、現在は引続証明書での確認方法と住民基本台帳ネットワークシステムでの確認方法が併存しています。

会 長 本件について承りました。

福 祉 課 変更報告(「難病患者等介護家族リフレッシュ事業」について説明)
【概要】
平成30年3月31日までは滞在型の訪問看護(在宅支援事業)のみを対象としていたが、4月1日からは学校での登下校時又は在校時に医療的ケアを必要とする児童又は生徒の家族も対象となったため個人情報収集の対象範囲を変更する。

会 長 学校というのはどこまで対象ですか。

福 祉 課 小・中学校、義務教育段階までです。

会 長 学校の教師や本人だけではできない医療的ケアをするために本人か親御さんからの個人情報の収集を行うということですね。電子システムで保有するという項目が加えられていますが、今回の変更点になりますか。

福 祉 課 庁内のグループウェアシステムでの個人情報データの保有は以前よりしていましたが、届出からもれていました。今回の変更にあわせて届出に追記をさせていただきました。グループウェアシステムにおいては係る情報は業務に関係のない者の容易な閲覧ができないようにアカウントによる管理がされています。

会 長 では本件についての報告を承ったということによろしいでしょ

		うか。
委 員		異議無し。
会 長		では承りました。
子育て応援課		変更報告(「こども医療費助成事務」について説明)
		【概要】
		こどもの疾病または負傷の治療に要する医療費の助成を行い、こどもの健全な育成を図る事務について、個人番号を使用して情報連携が可能になるように平成30年7月から個人番号の独自利用事務を開始することに伴い、本人より個人番号の収集をすることになるため変更の届出を行う。
会 長		島田市は条例を定めて、個人番号を利用するということですね。これについては御意見ありますでしょうか。
委 員		異議無し。
会 長		報告を承りました。
子育て応援課		変更報告(「結婚新生活支援事業」について説明)
		【概要】
		新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を助成する。助成の年齢要件について国の法改正により婚姻届を提出した時点で夫婦の年齢が34歳以下であることを追加した。
会 長		従来は年齢要件がなかったということですか。
子育て応援課		国の年齢要件はありませんでしたが、島田市としては45歳未満としていました。平成30年度から国の要件として34歳以下と定められましたのでそれに併せて変更します。
会 長		一定の年齢を過ぎる結婚が遅くなるとか、未婚のままでいてしまうというデータがあるのでしょうか。
子育て応援課		少子化対策重点交付金へ補助金がシフトした関係で若年者へ補助を厚くするという考えが国にあるのかもしれませんが。
会 長		本件についてよろしいでしょうか。

委 員	異議無し。
会 長	本件について報告を承りました。
文 化 課	新規報告(「古文書目録及び複製文書の閲覧等利用」について説明) 【概要】 島田市が調査を実施し作成した古文書目録及び目録の作成にか かわり収集した資料を、調査・研究の目的で閲覧・複製・利用 の目的で申請する利用者が、利用するうえで必要な申請書を受 け付ける。
会 長	貸出は行っていないということによろしいでしょうか。
文 化 課	はい、貸出は行っていません。
会 長	内容についてはよろしいでしょうか。
委 員	異議無し。
文 化 課	新規報告(「アートによる地域づくり推進事業補助金交付事務」 について説明) 新規報告(「島田市公共ホール市外加算使用料等助成金交付事 務」について説明) 新規報告(「島田市文化プログラム支援事業費補助金交付事務」 について説明) 新規報告(「島田市文化協会補助金交付事務」について説明) 新規報告(「島田市民文化祭補助金交付事務」について説明) 【概要】 文化事業に関する補助金事務について、一括した補助金事務とし て届出をしていたが、個別の事業として届出を行うこととし た。団体の代表の申請を受ける。
会 長	個人である団体の代表を対象に住所、氏名、電話番号等を収集 するということによろしいですか。
文 化 課	はい。
会 長	まとめて承りました。

文 化 課	新規報告(「街角ライブ事業」について説明) 【概要】 音楽やダンス等の愛好家を募り、市内にある屋外ステージ・公園・空き店舗・屋内スペースなどを利用して公演や発表会を開催することにより、賑わい創造・市民交流・福祉事業も兼ねた文化振興を図ることを目的とする。また収集した個人情報は市などが主催するライブへの出演依頼に利用する。
会 長	以前はこういった事業はなかったということによろしいでしょうか。
文 化 課	以前からもこういった事業をしていましたが、自主文化事業という大きな枠組みで事業をしていましたが、今回見直しをして単独事務ごとに新規届出をしました。
会 長	募るということで本人からの個人情報の収集になりますね。本件についていかがでしょうか。
委 員	異議無し。
会 長	承ります。
文 化 課	新規報告(「芸術家派遣事業」について説明) 【概要】 文化芸術に触れる機会の少ない市民に対し、身近で良質な芸術文化の鑑賞機会を提供するため、アーティストの派遣を希望する団体から申請を受けて市が登録アーティストの派遣を行う。
会 長	申請者の個人情報も収集するわけですね。派遣してほしいアーティストのプロフィール等の情報についても申請者から収集しますか。
文 化 課	この事業はプロアーティストを人材バンクのように登録し、アーティストの派遣を希望する団体から申請を受けて市が登録アーティストの派遣を行いますので、人材バンクへの登録のための登録事務が派遣申請とは別にあります。派遣アーティストを登録するための事務で個人情報を収集すること、アーティストの派遣を希望する団体代表からの個人情報の収集をするという2つがあります。

恒川会長	内容について理解しました。ほかに御意見はいかがでしょうか。
委員	異議無し。
会長	本件について承りました。
文化課	新規審議(「文化芸術推進協議会の委員選任事務」について説明) 【概要】 島田市の文化芸術に関する施策の推進に関し、必要な事項を協議し、及び検討するため、平成30年度より島田市文化芸術推進協議会を設置する。委員の文化芸術推進協議会委員の候補者より個人情報の収集を行う。
会長	よくある審議会の委員の選任ですから、推薦など本人以外から個人情報の収集をするということですね。内容について御意見はありますでしょうか。
委員	異議無し。
会長	お認めしたいと思います。
文化課	変更報告(「文化財体験学習事務」について説明) 変更報告(「指定文化財」について説明) 【概要】 事務の内容に変更はないが、届出内容を精査し実際の事務にあわせる形に修正を行った。
会長	事務の内容について変更はないということによろしいですか。
文化課	事務の内容の変更はありませんが、届出内容を精査した結果、個人情報に係る保有公文書の名称を現状にあわせて修正しました。
会長	今までも必要があった場合に出していただいていた書類ですね。届出の見直しを図り改めて届出をしたということですか。
文化課	精査して届出し直しをしました。

会 長	職業、職歴については収集をしないということ、事故に遭った際に保険会社に本人同意のもと個人情報を提供するということですね。
文 化 課	はい。
会 長	内容についての御意見はほかにありますでしょうか。
委 員	異議無し。
会 長	報告について承りました。
文 化 課	変更報告(「芸術文化普及事業」について説明) 【概要】 今までは自主文化事業という名称で事業をしていたが、鑑賞事業を中心とした事業から市民参加型や市民協働型で実施する事業など幅広く芸術文化を普及するための事業を展開するため、事務の名称を変更した。また、新たに参加者からメールアドレスを収集することとした。
会 長	これについて御意見ありますでしょうか。
委 員	異議無し。
会 長	承りました。
事 務 局	続いて文化課に係る2件の廃止案件についてまとめて説明をします。 廃止(「文化施設運営協議会」について説明) 【概要】 新たに文化芸術推進協議会を設置するため当該協議会を廃止する。 廃止(「ベーゼンドルファー音感体験」について説明) 【概要】 平成23年度単年度実施したが、直営ではなく指定管理者の事業に移行されてきたため廃止となった。
会 長	廃止の報告について承りました。

国保年金課	変更報告(「特定健康診査・特定保健指導事業、後期高齢者健診事業」について説明) 変更報告(「人間ドック事務」について説明)
会長	従来から本人からの収集と本人への通知に関して公益上の必要性に基づくものとして、審議会としてお認めしてきましたが、今回の変更に関してはこの部分は変わりありませんか。
国保年金課	はい、変わりありません。
会長	ほかの御意見はいかがでしょうか。
委員	異議無し。
会長	報告を承りました。 以上で報告及び審議案件について全て終わりましたが、事務局から、そのほか連絡事項はありますでしょうか。
事務局	お手元に配布させていただきました資料を御覧下さい。その他類型の検討に係る追加類型案について説明をします。本日審議やご議論をいただくというわけではなく、今日は事務局案をお伝えしすることにとどめます。 本年度の第1回個人情報保護審議会において、フードバンク事業を行うNPOの収集した個人情報を福祉課に渡す、あるいは福祉課が取得した個人情報をNPOへ外部提供するといった案件がありました。このような案件は現在の類型では判断が難しいものですが、ある程度公共性のある団体を相手とした個人情報のやり取りについて、その他類型というものを新たに加え、対応したらどうかとの提案がありましたので別紙のとおり事務局の考えをまとめました。目を通していただいて、御意見等ありましたらいただきたいと思います。 (「類型表1(思想信条・社会的差別の原因になる個人情報の収集)への類型追加」について説明) 【概要】 病歴の中でも差別につながる恐れのある感染症にかかる個人情報の収集について新たな類型を追加する。 (「類型表2(本人以外からの個人情報の収集)への追加」について説明) 【概要】 NPO等からの個人情報の収集について新たな類型を追加する。

(「類型表4(個人情報の目的外利用と外部提供)への追加」について説明)

【概要】

NPO等への個人情報の外部提供について新たな類型を追加する。

以上どの類型においても収集する場合も慎重な吟味が必要であること、案件によって個別性がありますので、こういった類型をもって運用することへの適否を次回以降御意見いただきたいと思いをします。

会 長 本件については新年度で検討の機会を設けさせていただくということで、本日の審議会を終了させていただきます。

○まとめ

新規審議案件8件、新規報告案件17件、変更審議案件3件、変更報告案件22件
廃止案件11件について報告を受けた。

4 その他

次回の会議は、平成30年7月頃に開催する予定です。